

名古屋市中央卸売市場業務条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月29日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第70号

名古屋市中央卸売市場業務条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市中央卸売市場業務条例施行細則（令和2年名古屋市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第11条第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。